

新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p data-bbox="255 379 1077 411">宮崎県農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金交付要綱</p> <p data-bbox="698 477 1142 560">令和 5 年 9 月 5 日 農政水産部農村振興局農村整備課</p> <p data-bbox="203 627 495 659">(補助金の交付の申請)</p> <p data-bbox="185 675 376 707">第 4 条 [略]</p> <p data-bbox="192 774 1142 952">2 規則第 3 条に規定する知事の定める期日は、1 期（令和 5 年 4 月分 から 11 月分まで）に係るものについては令和 5 年 12 月 27 日、2 期 （令和 5 年 12 月から令和 6 年 2 月分まで）に係るものについては令和 6 年 3 月 11 日とする。</p>	<p data-bbox="1240 379 2063 411">宮崎県農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1682 477 2125 560">令和 5 年 9 月 5 日 農政水産部農村振興局農村整備課</p> <p data-bbox="1182 627 1473 659">(補助金の交付の申請)</p> <p data-bbox="1164 675 1355 707">第 4 条 [略]</p> <p data-bbox="1171 774 2143 1054">2 規則第 3 条に規定する知事の定める期日は、1 期（令和 5 年 4 月分 から 11 月分まで）に係るものについては令和 5 年 12 月 27 日、2 期 （令和 5 年 12 月から令和 6 年 2 月分まで）に係るものについては令和 6 年 3 月 11 日とする。<u>ただし、1 期の期日については、国その他の団体の 補助金併用により申請金額を確定できない場合、令和 6 年 3 月 11 日 とする。</u></p>

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 24 日から施行し、令和 5 年度予算に係る宮崎県農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金に適用する。